

京 都 大 学 経 済 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)                      (研究部門)                      第5条 経済研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。                      経済情報解析研究部門                      経済制度研究部門  <u>公共政策研究部門</u>                      現代経済分析研究部門                      (後 略)</p>	<p>(研究部門)                      第5条 経済研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。                      経済情報解析研究部門                      経済制度研究部門  <u>経済戦略研究部門</u>                      現代経済分析研究部門                        附 則                      この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p>